

早めの準備で、スムーズな申告を！ 町県民税、所得税の 申告が始まります

2月16日(木)から町県民税の申告が始まります。申告期間中は会場が大変混雑します。新型コロナウイルス感染予防対策として申告書の郵送提出など混雑緩和へのご協力をお願いします。また、来庁の際はマスクの着用、手指消毒等ご協力をお願いします。



《記事ID 3775》

会場は混雑が予想されます！郵送や自宅で e-Tax 申告が便利です！



郵便で申告

申告書に必要事項を記入し、源泉徴収票や控除証明書などを同封し、**3月15日(水)**までに郵送してください。後日、お問い合わせすることがあるため、電話番号を必ずご記入ください。証明書類を貼り付ける場合は、提出前にコピーをとり、医療費控除がある方は明細書を同封してください。



オススメ
町県民税



自宅で申告

問 e-Tax・作成コーナーヘルプデスク0570・01・5901(土日祝除く)

国税庁のホームページにある「**確定申告書等作成コーナー**」で確定申告書が作成できます。スマートフォン、パソコンから e-Tax、または郵送で申告してください。マイナンバーカードと読み取り対応のスマートフォンをお持ちの方、税務署で事前に発行された ID・パスワードをお持ちの方は、e-Taxで申告できます。



オススメ
所得税

スマホやパソコンで
確定申告書



国税庁



e-Tax申告

町県民税の申告

申問 町民税担当 34・1111 内線232、233

1-2

●受付期間●

2月16日(木)～3月15日(水)

●受付時間● ※変更となる場合があります

① 8時45分～11時15分

② 13時～15時30分

●受付会場●

宮代町役場1階101・102会議室

滞在時間短縮のため
提出書類はご自宅で作成を！

- ・収支内訳書
- ・医療費控除の明細書(内訳書)

※会場で作成代行は行いません
※記入スペースはありません



様式

※役場駐車場は大変混雑しますので、十分注意してお越しく下さい。

※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、検温やマスクの着用、消毒にご協力ください。入場の際に検温を行います。感染防止の観点から適切でないと判断された場合は、入場をお断りさせていただきます。

地区別申告受付日程表

日程	受付地区
2月16日(木)	本田1～5丁目
17日(金)	事業所得(営業等・農業)・不動産所得
19日(日)	全地区(事業所得・不動産所得の方は春日部税務署で受付)
20日(月)	東条原・西条原・国納・須賀・大字和戸
21日(火)	和戸1～5丁目
22日(水)	事業所得(営業等・農業)・不動産所得
24日(金)	事業所得(営業等・農業)・不動産所得
27日(月)	学園台1～4丁目
28日(火)	東・中・金原・逆井・山崎
3月1日(水)	事業所得(営業等・農業)・不動産所得
2日(木)	姫宮・西原・宮東・中島
3日(金)	事業所得(営業等・農業)・不動産所得
6日(月)	字川端・川端1～4丁目
7日(火)	宮代台1～3丁目・中央1～3丁目
8日(水)	事業所得(営業等・農業)・不動産所得
9日(木)	字道佛・道佛1～3丁目・字百間・笠原1～2丁目
10日(金)	事業所得(営業等・農業)・不動産所得
13日(月)	東姫宮1～2丁目・百間1～3丁目
14日(火)	百間4～6丁目・宮代1～3丁目
15日(水)	全地区(上記日程で都合がつかなかった方など)

！
事業(営業等・農業)所得
不動産所得

水曜と金曜

指定日以外の申告は税務署で

所得税の確定申告

スマホから e-Tax 申告、ぜひご利用ください

申問 春日部税務署048・733・2111

●受付期間●

3月15日(水)まで

[土日祝除く ※2月19日(日)、26日(日)は開場]

●受付時間●

8時30分～16時

9時相談開始

17時提出締め切り

●受付会場●

春日部税務署
春日部市大沼2-12-1



町内在住の方の確定申告は、春日部税務署で受付しています。春日部税務署では、所得税・個人消費税・贈与税の確定申告会場を左記のとおり開設します。なお、還付申告は2月15日(水)以前も受付中です。お早めに申告してください。

入場には『入場整理券』が必要です！

会場内の混雑緩和のため、入場整理券が必要です。入場整理券は当日会場で受け取るか、国税庁LINE公式アカウントでの事前発行をご利用ください。当日の配布状況は、国税庁ホームページから確認できます。

国税庁LINE



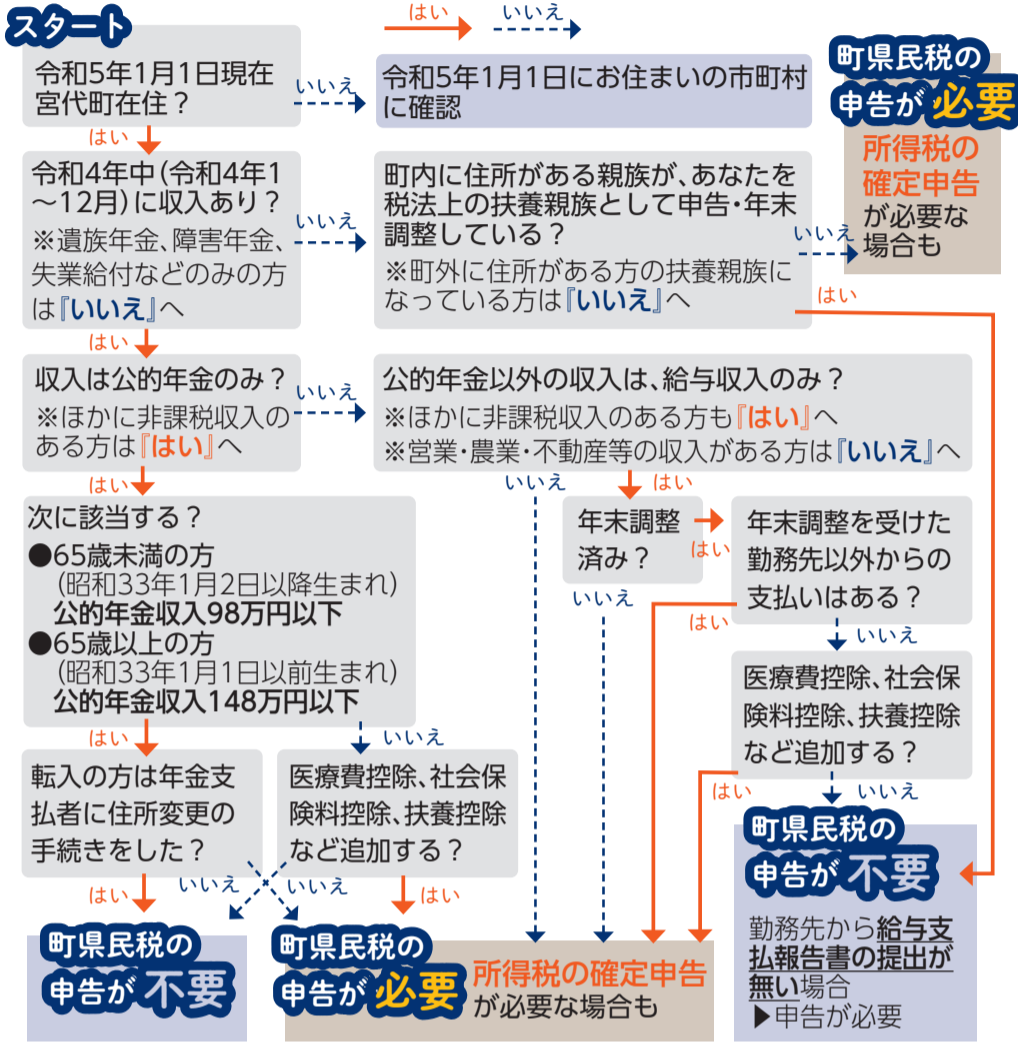


あなたは町県民税の申告が必要？不要？

※所得税の確定申告をする方は、町県民税の申告は不要です

町県民税の申告は、町県民税の額を計算するための基礎資料となるほか、国民健康保険税、介護保険料、保育料、児童手当などの算定資料となります。該当する方は必ず申告してください。

令和5年1月1日現在宮代町に住所があり、かつ、令和4年中に所得があった方は原則申告が必要です。申告が必要かどうかは「申告フローチャート」でご確認ください。



！ 所得税の確定申告が必要な方

- 営業・農業・不動産などの所得合計が所得控除合計を超える方
- 給与収入の方
 - ・令和4年中の給与収入が2千万円を超える方
 - ・給与所得や退職所得以外の所得金額の合計額が20万円を超える方
 - ・2カ所以上から給与を受けとっている方
- 年金収入の方
 - ・年金収入が400万円を超える方
 - ・年金収入が400万円以下で、年金以外の所得合計が20万円を超える方

！ 必ず e-Tax・春日部税務署で申告を

- ・青色申告 ・利子所得 ・雑損控除の申告
- ・商品先物取引、投資信託等に伴う収入の申告
- ・株式、土地、建物等を買った場合の譲渡所得の申告
- ・総合課税の譲渡所得の申告
- ・住宅借入金等特別控除の初回の申告
- ・認定住宅新築等特別税額控除の申告
- ・特定増改築等住宅借入金等特別控除の申告
- ・令和4年中に新規に事業を開始した方の申告
- ・令和4年中にお亡くなりになった方の申告
- ・令和3年分以前の申告
- ・収支内訳書(営業、農業、不動産)が完成していない方の申告
- ・外国に住んでいる人を扶養している方の申告

◆『収入がない申告』が必要な場合があります
 税証明や児童手当、国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、福祉サービス等の算定のために申告が必要な場合があります。詳しくは各担当までお問い合わせください。



町県民税の申告に必要なもの

- 町県民税申告書
町ホームページ「申請届出」からダウンロード可
 - 令和4年中の収入のわかるもの
源泉徴収票や記入済みの収支内訳書、支払調書など
 - マイナンバー関係書類 **お忘れなく！**
- 申告書にはマイナンバーの記載が必要です(※被扶養者も)**
- ① 番号確認書類 本人のマイナンバーカード、通知カード、マイナンバーの記載がある住民票の写しなど
 - ② 身元確認書類 マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど
- 控除がわかるもの
 - ▶ 社会保険料の領収書または、控除証明書 (国民健康保険・国民年金保険料・任意継続保険の領収書・支払いの証明書)
 - ▶ 生命保険料・地震保険料などの控除払込証明書
 - ▶ 寄附金控除: 寄附金の受領書や寄附したことの証明書
 - ▶ 医療費控除: 医療費控除の明細書(病院・人ごとに集計) ★
 - ▶ セルフメディケーション税制: セルフメディケーション税制の明細書
 - ▶ 障害者控除: 障害者手帳、障害者控除対象者認定書(介護認定を受けている方※障害者手帳を持っていない方★)
 - ▶ 勤労学生控除: 学生証など

★ おむつ代の医療費控除

傷病によりおおむね6カ月以上寝たきりの状況であり、医師による治療のもとでおむつの使用が必要であると認められる場合、おむつ代が医療費控除の対象となります。

1年目 おむつ使用証明書(医師が発行)

2年目以降 おむつ使用証明書(町が発行)

要介護認定を受け、一定の要件に該当する場合、申請することができます。介護保険被保険者証を持参の上、担当へ申請してください。

《記事ID 20697》

障害者控除対象認定申請書

対象 ●12月31日時点で次のすべてに該当する場合
 町内に住民登録のある65歳以上の方
 寝たきりや準寝たきり、認知症である(要介護1～5)

申請 対象者の介護保険被保険者証、窓口に来る方の本人確認ができるものを持参の上、担当へ申請してください。

- ▶ 申告期間は、申告会場でも申請可
- ▶ 申請書をダウンロード、記入し、申請者の身分証明書を同封いただくことで、郵送での申請も可

《記事ID 18171》